30.8.31 付 小郡三井医師会

３０健保第２８９５号
平成３０年８月29日

一般社団法人　小郡三井医師会
会長　島田　昇二郎　様

久留米市長　大久保　勉
（健康福祉部　健康保険課）

# 平成30年7月豪雨にかかる被災者の一部負担金の取扱いについて

日頃より、久留米市国民健康保険事業・福岡県後期高齢者医療制度の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり、被災された久留米市国民健康保険及び福岡県後期高齢者医療の被保険者に対し、一部負担金減免を行うこととなりました。

つきましては、会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先　久留米市健康福祉部健康保険課
担当：松尾（栄）、石丸
電話：０９４２－３０－９０２９
FAX：０９４２－３０－９７５１

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る
久留米市国保・後期高齢者医療被保険者の一部負担金の取扱について

このことについて、平成 30 年 8 月 10 日の内閣府の決定により平成 30 年 7 月 5 日付で久留米市が災害救助法の適用を受けたことに伴い、久留米市国民健康保険（以下、久留米市国保）および福岡県後期高齢者医療広域連合（以下、福岡県後期広域連合）では、下記のとおり床上浸水等の被災者の一部負担金の徴収猶予・免除を実施いたします。

ただし、この取扱いは当面の措置として行うもので、今後厚生労働省からの新たな通知に基づき変更する可能性があります。

記

## 1　取扱

久留米市国保および福岡県後期広域連合は、下記２の被災状況①～⑤に該当する被保険者がその旨を医療機関等の窓口で申立した場合、当該窓口での一部負担金の徴収を猶予する。

久留米市国保および福岡県後期広域連合は、被保険者が被災したことがわかるもの（床上浸水被害の場合は『り災証明』。その他の理由の場合は、市へ要確認。）を持って市の窓口で免除申請をされた場合、一部負担金の支払いを免除し、併せて『一部負担金免除証明書』を発行する。

＜イメージ＞

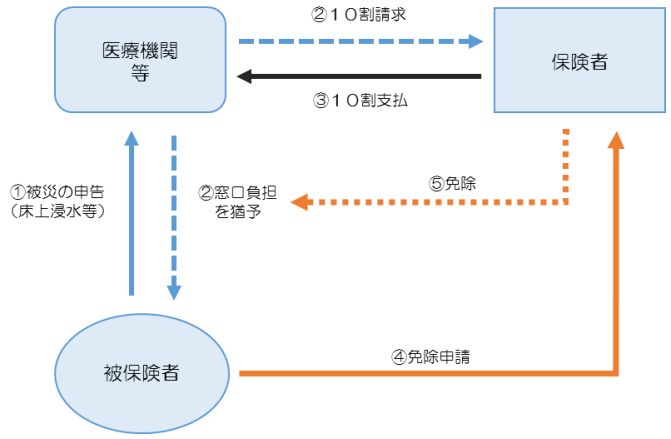


## 2　対象者

久留米市国保または福岡県後期広域連合の被保険者であって、久留米市に住所を有する者（または、災害救助法の適用市町村に住所を有する住所地特例適用者）のうち、下記の①～⑤に該当する者。

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者　**※床下浸水は対象外**
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
③ 主たる生計維持者の行方が不明である者
④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

## 3　対象となる医療費

診療、調剤、訪問看護（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は対象とならない）

## 4　取扱期間

国保：り災日（殆どが平成30年7月6日）～ 平成30年10月31日
後期：平成30年7月5日 ～ 平成30年10月31日

## 5　一部負担金免除申請の受付窓口

健康福祉部健康保険課（市役所１階６番窓口）：0942-30-9029
田主丸総合支所市民福祉課　　：0943-72-2112
北野総合支所市民福祉課　　：0942-78-3552
城島総合支所市民福祉課　　：0942-62-2112
三潴総合支所市民福祉課　　：0942-64-2312
※上記窓口の受付時間…平日（木曜除く）8：30～17：15、木曜 8：30～19：00
※市民センターでは受付できません。

## 6　医療機関窓口でのご対応

【被保険者へのご対応】
上記２の被災状況①～⑤に該当する被保険者が、その旨を医療機関窓口で申立された場合、当該窓口での一部負担金の徴収を猶予してください。猶予にする際は、被保険者へ連絡先をお尋ねいただき、併せて、“免除になるには市へ申請する必要がある“ことをお伝えください。被保険者が免除申請されていない場合は、市から医療機関へ被保険者の連絡先等をお尋ねすることがあります。
また、『一部負担金免除証明書』をご持参の方については、一部負担金を免除してください。

【保険請求について】
徴収猶予・免除どちらの場合も、保険者へ10割請求してください。
請求方法は、これまでの災害時の一部負担金減免と同様で、特記事項の記載と減免項目の選択が必要です（電子レセプトの場合）。詳細については、国保連合会へご確認をお願いします。

## 7　その他注意点（再掲含む）

・徴収猶予となった方が免除申請をされなかった場合、後日保険者が被保険者に対し一部負担金を徴収します。
・床下浸水は対象外です。
・入院時食事療養費及び入院時生活療養費は対象外です。
・7月診療分など、すでに支払済の一部負担金については、保険者より還付で対応する予定です。
還付申請には領収書が必要になります。

＜この件についてのお問い合わせ先＞
久留米市健康福祉部健康保険課
給付チーム　担当：石丸・松尾(栄)
TEL：0942-.30-9029
FAX：0942-30-9751

見　本

# り　災　証　明　願

平成 30 年 8 月 14 日

久留米市長　殿

住　所　久留米市 城南町１５－３
申請者　氏　名　久留米　太郎　印
連絡先　0942-30-9029

私は、平成 30 年 7 月 6 日の災害により、り災しましたので次の事項について証明を願います。

| | |
|---|---|
| り災者氏名 | 久留米　太郎 |
| り災日時 | 平成　３０年７月６日（　時　　分） |
| り災原因 | 水害 ・ 風害 ・ 落雷 ・ その他災害（　　） |
| り災場所 | 久留米市 城南町１５－３ |
| 住居区分 | 自家 ・ 借家 ・ 借間 ・ その他（　　） |
| り災程度 | ~~1 全壊　2 全焼　3 流失　4 埋没~~<br>~~5 半壊　6 半焼~~　7 床上浸水　~~8 床下浸水~~<br>~~9 その他~~（　　） |

上記のとおり、り災したことを証明します。

平成３０年８月１４日

証明者　　久留米市長　大久保　勉　印

見　本

（様式８）

# 国民健康保険一部負担金減免及び支払猶予承認証明書

| | |
|---|---|
| 被保険者証記号番号 | ＺＺ－９９９９ |
| 世帯主住所・氏名 | 久留米市城南町１５－３<br>久留米　太郎 |
| 被保険者氏名 | 久留米　太郎 |
| 承認区分 | 免　除 |
| 承認期間 | 平成 30 年 7 月 6 日　から　平成 30 年 10 月 31 日　まで |

一部負担金の減免及び支払猶予について、上記のとおり証明します。

平成 30 年 8 月 14 日

久留米市長　大久保　勉　　㊞

(世帯主の方へ)

１　この証明書は保険医療機関等に提示してください。

２　入院時の食事療養にかかる標準負担額等については、減免及び徴収猶予の対象となりません。

３　申請の内容に虚偽があった場合や収入状況に変化があった場合等は、減免及び徴収猶予した一部負担金の全部又は一部を返還していただく場合があります。

(保険医療機関等の方へ)

この証明書による一部負担金の取扱いについてご不明な点につきましては、下記へお問い合せください。

久留米市健康福祉部健康保険課　℡（０９４２）３０－９０２９

見本

# 後期高齢者医療一部負担金免除証明書

| | | |
|---|---|---|
| 被保険者番号 | | |
| 被保険者 | 住所 | 久留米市[redacted] |
| | 氏名 | [redacted] |
| | 生年月日 | 昭和１２年[redacted] |
| 有効期間 | 自 | 平成３０年　８月　１日 |
| | 至 | 平成３０年１０月３１日 |

上記のとおり、後期高齢者医療一部負担金の免除を行っている者であることを証明する。

有効期間が
自　平成30年7月5日
至　平成30年7月31日
のものも、1併せて交付しています。

平成３０年　８月２０日

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 9 | 4 | 0 | 2 | 0 | 3 | 7 |

福岡県後期高齢者医療広域連合長

中尾　昌弘

平成30年７月豪雨の被災者の皆様へ

# 保険証や現金がなくても医療機関等を受診できます

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

平成３０年７月２７日時点

○ **災害救助法の適用市町村の住民の方で**、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽ（以下の「対象保険者」に記載の保険者）に加入している場合、次の**①～⑤のいずれかに該当する方は、**医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨を**ご申告**いただくことで、**医療保険の窓口負担**や**介護保険の利用料**について**支払いが不要**となります。
（**平成30年10月末まで**）

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

**対象保険者**

［福岡県］
飯塚市　久留米市　福岡県後期高齢者医療広域連合　全国健康保険協会

（上記以外に、一部の健保組合・国保組合、私学共済についても免除される場合があります。詳細は各組合等にお問い合わせください。）

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、ご加入の保険者から、確認が行われることがあります。

※ 上記の医療保険・介護保険の加入者であれば、府県外の医療機関等を受診、介護サービスを利用された場合にも支払いを求められることはありません。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ 上記以外の保険者については、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料を支払っていただく必要がありますが、一定期間は支払いが猶予される可能性があります。詳細は各保険者にお問い合わせください。

○ なお、被災者の皆様は、**保険証なしでも**医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。

**○ この窓口負担の取扱いについて、ご不明な点があれば、ご加入の各保険者にお問い合わせ下さい。**